

公的統計の総合的品質管理を目指して（案）
（統計委員会点検検証部会第 1 次再発防止策）

（部会の設置及び検討の経緯）

- ・ 毎月勤労統計における不適切事案を発端として政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。また、本年 1 月に実施された、基幹統計に関する一斉点検では、承認された計画どおりに実施されていない統計調査が多く確認された。
- ・ こうした状況を踏まえ、本年 1 月に統計委員会に点検検証部会（以下「部会」という。）が設置され、全ての基幹統計及び一般統計（一般統計調査から作成される統計をいう。以下同じ。）を対象として、不適切事案の再発防止及び政府統計の品質向上等を目的に、点検検証を行うこととされた。

（検討の概要）

- ・ 基幹統計及び一般統計に関する一斉点検で報告のあった各事案について、部会でその影響度を確認したところ、影響度Ⅲ（利用上重大な影響のない結果数値の訂正事案）に相当するものは、基幹統計 2 調査、一般統計 16 調査で、影響度Ⅰ～Ⅱ（結果数値の訂正なし）のみに相当するものは、基幹統計 21 調査、一般統計 138 調査であったが、影響度Ⅳ（利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案）に相当するものは、毎月勤労統計以外には見られなかった。
- ・ 部会では、統計作成プロセスの詳細な現況を把握するため、詳細な書面調査と、その結果を踏まえた全基幹統計に対するヒアリングを行い、再発防止策をとりまとめた。

（対策の方向性）

- ・ 重大な影響が生じた毎月勤労統計に対しては、今後さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めてこのような影響度Ⅳの事案が将来起こることのないよう万全を期すことを目指す。同時に、万が一、そのような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な是正策が確実に講じられるようにするための対策についても検討する。
- ・ 影響度Ⅲ以下に相当する事案については、当該事案自体の影響は重大でないものの、重大事案の今後の発生リスクを抑制する観点から対策を検討する。
- ・ ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、調査結果に誤りが発生した事案の中には報告者の誤記入など統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考えると、検討に当たっては誤りの発生率をいかにして低下させるか、万が一発生した場合にその影響をいかに極小化するか、といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的である。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、今後の再発防止及び品質向上のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO・JISによる総合的品質管理（注）の考え方に沿って対策を講じ

ていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。

(注) TQM (Total Quality Management)。製品だけでなく、その過程を改善することで品質を向上させるという品質管理(QC)の基本的考え方に、職員個人の能力向上や組織的な活動を加え、全社的な取組に発展させたもの

- ・ なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

① 品質はプロセスで作り込む

事後的な検査、外部からの監察・評価には限界がある。プロセスの中での品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。

② 透明性を確保する

統計の仕様・品質に関する情報の開示は、適切な統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠である。

③ 継続的にPDCAサイクルを回す

統計作成プロセスの中でPDCA (Plan-Do-Check-Act) のサイクルを回すことにより、不断の品質改善に取り組む必要がある。

④ 業務記録の保存を徹底する

業務の遂行を適切に管理する上でも、そして、PDCAサイクルを的確に回すためにも、業務記録を通じた再検証が不可欠であり、記録の保全はその前提条件である。

⑤ 必要な業務体制を整備する

統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である。

⑥ 府省間でノウハウ、リソースを有効活用する

府省間の比較で判明したグッド・プラクティスの共有に努めるとともに、優れたノウハウ・リソースを有する機関の協力を得て改善に取り組む。

⑦ ガバナンスを確立する

上記の確実な実行を保証するため、トップマネジメントが責任を持って取り組むこととし、その取組を可能な限り可視化する。

I. 統計作成プロセスの適正化

総合的品質管理の考え方の下、各府省の統計作成を改善する必要がある。

まずは、各調査担当者が、「品質はプロセスで作り込む」との理念に基づき、企画－実査－審査・集計－公表の各段階において、統計作成者としての責任感と専門家としての自覚をもって、日々の業務遂行やその改善に当たることが大前提となる。その上で、以下の措置を講ずる必要がある。

特に、PDCAサイクルや分析的審査の仕組みを速やかに導入することで、品質の確保・向上に万全を期すものとする。

1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立

毎月勤労統計の事案では、調査の骨格である標本設計が、専門的な検証が行われないまま、担当課限りの判断で著しく透明性を欠く手続によって変更され、更に幹部の無関心が問題の発覚を遅らせた。また、賃金構造基本統計調査の事案でも、調査結果への重大な影響は認められなかったものの、同様の問題があった。

今回実施された一斉点検では、他の基幹統計及び一般統計においても、承認された調査計画どおり作成されていないものが多く見られた。部会で確認したところ、手続的な問題が大部分であり、重大な影響を及ぼすものは見られなかったが、これら多くの統計において、専門的な検証を経て策定された調査計画が軽視されていた事実を看過すべきではない。

部会が、全ての基幹統計を対象に実施したヒアリングでは、幹部職員の統計作成プロセスへの関与は、主として調査設計の変更時や結果数値の公表時に限定されており、調査結果の事後検証を含めた統計作成プロセスへの関与が十分行われていないことが明らかになった。統計調査の企画・変更においては、専門的な知見に基づき調査計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行い、以後の調査計画を改善するというPDCAサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要である。

(改善策)

- ・ 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化する。
- ・ 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- ・ 点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、ホームページで公表する。
- ・ 点検・評価に当たっては、調査計画の各項目の実施状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きくなりすぎないように留意する。

2. 統計作成プロセスの適正化

企画、実査、審査・集計、公表といった統計作成プロセスの各段階において、ICT活用、システム化の徹底、関係者間の連携強化や確認・チェックの重層化などにより、一層の改善を図り、統計の品質向上を目指す。

（１）ＩＣＴを活用した業務プロセスの見直し

膨大なデータを正確、迅速に収集・集計・分析し、その結果を広く国民に提供する統計業務は、一般にＩＣＴとの親和性が高い。今回の検証では、基幹統計のオンライン調査の導入は相当程度進んでいる（基幹統計では、オンライン回収実施：48／54 統計調査、オンライン回答率：約半数の統計調査で 30%以上）ことが確認されたが、オンラインで収集したデータを紙に印刷した後に再入力しているものも見られた。

また、複数の外部組織を経由してデータを収集している調査において、システムが円滑に連携されていないことから、途中でデータの欠落を生じ、それに気付かずに公表したため、多くの結果訂正事案が発生したケースも見られた。

（改善策）

- ・ オンライン調査の導入を一層推進する。一般にオンライン調査になじみやすいと考えられる企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数が多いためオンライン利用の効果の大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討が必要である。また、オンライン回収率が低調な調査については、原因を分析し、調査対象の特性に応じた回収率の向上方策について検討する。
- ・ ＩＣＴを最大限活用して、調査票の回収、審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて、業務特性を踏まえつつ可能な限り職員等による手作業のデジタル化を進め、データが正確に流れ、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう方法・システムの見直しを検討する。その際、将来的なシステム改修を柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも業務内容とシステムでの処理内容の双方が理解できるよう、システム自体をブラックボックス化させず、持続可能なものとする必要がある。
- ・ 報告者負担軽減の観点から、事業所母集団データベースの活用等により、過去の調査等によって得られている情報のプレプリントを一層推進する。
- ・ 地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行う形態の調査については、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討する。

（２）システムを用いたエラーチェックの徹底

膨大なデータを扱う統計作成プロセスにおいては、システムを活用した第１次のデータチェック（想定されるレンジから逸脱した異常値の検出、項目間の矛盾の検出等）の適切な実施が不可欠である。今回のヒアリングでは、全ての基幹統計でシステムを用いたエラーチェックが行われていることが確認できたが、一部プロセスでは目視によるチェックのみが行われているものも見られたほか、外部機関に委託してエラーチェックを実施している調査の中には、チェックの方法・内容について指示をしておらず、実施の有無を含めて、チェックの状況を把握していないものも見られた。

（改善策）

- ・ 調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。外部機関に実査・集計業務を委託している場合、エラーチェックの実施に加え、その方法・内容についても指示を行い、チェック精度の向上とともに委託事業者等の変更時における継続性の担保を図る。

（３）調査担当から独立した分析的審査の実施

毎月勤労統計の事案では、全数で行うべき層について抽出調査に変更した際や、ローテーション・サンプリング導入時の断層に対して外部からの疑問が示されたときに、調査手法変更による影響の分析が適切に実施されず、このことが問題の発生や発覚遅延の要因となっている。

毎月勤労統計以外の基幹統計についても、今回のヒアリングでは、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されてきたとの回答が得られた。調査担当がしっかりと業務を遂行することは当然の前提であるが、それとは異なる視点から分析的審査を実施することも、統計の品質を高める上で重要である。

（改善策）

- ・ 各府省統計幹事の下で、調査担当から独立した分析的審査担当官が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、数値等の誤り発覚後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施する。
- ・ 分析的審査のノウハウや効果的な再発防止措置等に関する情報は、各府省間で共有するとともに、困難な事案の分析に際しては統計委員会の指導の下で協力連携して対応する。

（４）民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認

政府内の統計リソースが限られる中で、優れた能力を有する民間事業者を積極的かつ適切に活用していくことは重要である。また、今回のヒアリングでは、統計調査員による適切な業務の履行確認については、国が地方公共団体による調査員の任命状況を把握していない調査や、事務手引き等により適切な業務実施確保措置を求めている調査が見られたほか、調査員による不適切な調査による結果訂正事案が見られた。これらを勘案し、民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認について必要な対策を講ずる必要がある。民間事業者、地方公共団体等は、協働・連携して統計を作成するパートナーであり、円滑なコミュニケーションに努める必要がある。

（改善策）

- ・ 民間事業者への業務委託に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約については、業務遂行能力を踏まえた総合落札方式等の選定方

法によることとし、仕様書や契約書に必要な内容を明記するとともに、適切な履行確認を行う。

- ・ 名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置（研修の実施や指導員による巡回等）を行うべきことについて、調査の事務手続き等において定めることとする。また、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）について、原則として、他府省においても導入する。
- ・ 調査実務を担当した民間事業者、地方公共団体等から、調査実施後等に今後の調査プロセスの改善に向けた意見を聞いて、調査設計等に反映させるなど、調査プロセス改善の参考とする。
- ・ 地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合についても、コミュニケーションエラー等による業務の不適切な履行が生じないように、関係者間の連携確保に万全を期す。

（５）業務マニュアルの整備

今回、全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているとの回答が得られたが、一般統計においては約１割の調査で作成されていなかった。業務マニュアルは、人事異動等がある中で、多くの者が関与して実施される統計調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAサイクルによる業務改善を進める際の要となるものでもあることから、一般統計も含め、業務マニュアルの整備と、その内容の継続的な確認・見直しが必要である。

（改善策）

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等が統計ごとに異なることも踏まえつつ、標準的な業務マニュアルを作成することは有益である。このため、平成 28 年 12 月に発覚した繊維流通統計調査の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供することで、各府省における、一般統計も含めた業務マニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が携わっているケースが多いことを踏まえ、チェックリスト方式の活用を積極的に検討するものとする。
- ・ 作成した業務マニュアルについては、調査方法の変更等の事由がない場合でも、見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

３．統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

毎月勤労統計の事案の発覚は、統計ユーザーからの疑問が契機となった。部会において、基幹統計の過去の正誤情報・結果訂正事案について確認したところ、外部からの疑義照会が端緒となったものが少なくない（約２割）ことを踏まえれば、統計作成プロセスの透明性を確保して、外部検証可能性を確保するとともに、統計利用者に対する情報提供の改善

も一層促進する必要がある。

(改善策)

① 統計作成プロセスの透明化

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団の規模及び標本の調査対象数の情報を含む。）の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全統計（基幹統計及び一般統計）の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。その際、「1. P D C Aサイクルによるガバナンスの確立」により公表される調査実施後の点検・評価の結果情報とリンクさせるなど、調査実施状況と併せて閲覧できるようにする。
- ・ 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを行うとともに、一般統計についても、見える化状況検査を実施する。

② 統計の利活用の促進

- ・ 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに統計の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記Ⅱ－2で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を予定する際にはあらかじめ連絡することとする。
- ・ 統計法等の一部改正法（平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行）により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティーを確保したオンサイト施設の設置を促進するとともに、3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンサイト施設で提供できるようにする。
- ・ 統計データの公表に当たっては、再入力や書式変換等の不要な利用しやすい形式で提供するなど、利便性にも配慮した形態とするとともに、政府統計のポータルサイトであるe－S t a tの利便性向上を図る。

Ⅱ 誤り発生時の対応

統計作成プロセスの改善により、誤り発生を抑制する必要があるが、調査結果の誤りは、外的な要因（報告者のミス、委託事業者のミス、プログラムミス）を含めて様々な原因で発生すること等から、その発生をゼロにすることは事実上困難である。このため、発生した場合の対応方をあらかじめ定めておくことにより、発生時の影響を極小化する必要がある。

1. 対応ルールの策定

外部からの疑義照会が結果数値の誤り発見の端緒となる場合が少なくないが、各府省に

において、外部から調査結果に対する疑義照会があった場合に組織内で情報共有を行うためのルールはほとんど定められていない。

また、誤りを発見した場合の対応ルールについては、多くの基幹統計で定められており、省内の誤り発生情報を一元的に集約し、原因分析、再発防止に取り組んでいる府省も見られたが、一般統計においては定められていないものが多かった

（改善策）

- ・ 各府省において、外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有ルール等を策定する。
- ・ 結果数値の誤りを発見した場合、統計幹事に報告され、その下で、訂正結果の速やかな公表、影響度に応じた対応（把握している利用者への連絡、報道発表等）、原因分析、再発防止策の検討等を行うことなどを内容とした対応ルールを策定する。

再発防止策の検討では、発生原因の分析結果を調査設計等にフィードバックして、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更（例：回答誤りが多発している場合、調査票や記載要領の見直し）を行うほか、当該誤りを発見できるようにするためのチェック方法の改善（例：エラー検出条件の見直し）や、過去の類似事案の有無の確認、類似事案に対して講じた再発防止策の効果検証を行う。

- ・ 誤り分析情報（発生頻度の高い原因別の発生状況、効果的な再発防止策等）は政府全体で共有し、統計作成プロセス、特に審査分析方法の改善に活用する。

2. 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

今回のヒアリングでも、統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でどのように利用されているか十分に把握できていないことが確認された。このような状況では、結果数値の誤りが発生した場合、迅速・的確な対応ができないことが危ぶまれる。

（改善策）

- ・ 統計等のエビデンスに基づく政策立案を推進する各府省の事務責任者から構成されるEBPM推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや結果数値の誤りを発見した際の連絡ルールを定め、誤り発生時にその影響を迅速・正確に把握して適切に対応できる仕組みを整備する。

3. 調査関係データの保存

毎月勤労統計の事案では、長期にわたり不適切な調査が行われてきたことから、過去にさかのぼった再集計が必要となったが、必要なデータが保管されておらず、迅速かつ適切な再集計が困難となっている。今回の基幹統計の書面調査においても、文書保存期限が明

確に定められていないなど改善が必要な点が見られた。

(改善策)

- ・ 結果数値の誤り等が発生した際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。
- ・ 都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。

Ⅲ 調査実施基盤の整備

上記に掲げた対策を講じるため、必要な体制等調査実施基盤を整備する必要がある。

1. 体制の確保

今回の書面調査とヒアリングにおいて、基幹統計の一部や多くの一般統計調査（政策部局で作成されている一般統計については約半数）が統計業務経験2年未満の者だけで作成されているなど統計作成の体制が極めて弱いものがあることが明らかとなった。また、企画や分析担当から要員が削減された結果、業務の改善や継続的な品質維持等に不安があるとの率直な声も聞かれた。今後とも統計の品質を維持し、更に向上させていく上では、そのための体制を質と量の両面から確保する必要がある。

(改善策)

＜各府省の体制＞

- ・ P D C A サイクル、分析的審査等に必要となる体制（分析的審査担当官等）を、所管統計の重要性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。
- ・ 各府省に配置する分析的審査担当官は、調査結果公表前の分析的審査や調査設計変更時の影響分析を行うとともに、調査担当における外部からの疑義照会への対応や結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を通じて、調査の正確性を確保する役割を担う。
- ・ 統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、I C T や行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う、各府省内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。
- ・ 調査担当の下に、統計作成プロセスの各段階におけるエラーチェック、委託事業者や地方公共団体等への履行確認、調査票データ等の保管など、調査プロセス適正化に必要な体制を確保する。
- ・ 統計は、国民の合理的な意思決定の基盤として重要なものであり、誤りが生じた場合に

は社会に重大な影響を与えるものであることを考慮して上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

＜都道府県の体制＞

- ・ 都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する。

＜各府省における職員の育成等＞

- ・ 基幹統計及び一般統計の調査担当には、統計業務経験者を配置する。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者を配置し、そうした者を中心に作成することを基本とする。こうした各調査担当への配置が困難な場合は、各府省統計幹事の下に整備された相談・支援窓口等の支援を受けながら作成する。
- ・ 各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等による基礎的な研修（統計制度含む）、各府省の中核的な統計人材として育成する職員には長期研修や専門研修を積極的に受講させる。総務省統計研究研修所研修の研修定員の確保、各府省における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備する。また、統計の作成・分析には統計学に加えて情報技術の知識が必要であり、これも併せて習得されるよう努めるものとする。
- ・ 各府省の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。ただし、所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は、統計技術的な見地から統計幹事をサポートできる体制（統計部門の総括体制を含む）を整備することで対応する。
- ・ 各府省は、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会決定）に基づき、職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計業務経験者の中から素養のある者を繰り返し統計業務に就かせるなど、統計人材を計画的に育成する。過渡期には、総務省統計研究研修所のオンライン研修や、外部人材の受入れにより補完する。

統計業務の知識経験が豊富な人材を育成している府省においては、統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用の視点を習得させる観点から、政策部門等における勤務経験を計画的に付与する。

外部人材については、最新の研究成果の取り込み等の観点からも、若手研究者等の任期付職員としての採用や学界との交流に取り組む。

また、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成する。

職員が積極的に知識経験の取得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

2. 情報システムの適正化

毎月勤労統計等のケースで見られたように、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブラックボックス化」しているシステムの存在が確認された。

（改善策）

- ・ 「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

各府省の業務プロセスの適正化を実現するため、総務省（統計委員会含む。）の関与・支援の在り方も見直し、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善を図り、そのための体制の整備等を行う。

（改善策）

① 調査計画の履行状況の点検

- ・ 総務省は、各府省が調査後に実施した点検・評価結果に基づき、自ら承認した調査計画との整合性等を確認し、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて調査計画の改善を求める。

② 調査計画の承認審査の重点化

- ・ 調査計画は、報告者の信頼確保・負担軽減、統計調査の効率的な実施、統計の精度確保及び調査結果の利活用増進に係る事項について重点的に記載・審査を行う一方で、その他の事項については、承認後の状況変化に対応し得る記載を許容して調査実施後の検証において確認するなど、記載内容の見直しを実施する。

③ 情報の共有・支援

- ・ 総務省は、各府省の協力を得て、困難事案の分析を行うとともに、各府省で発生した誤り発生情報（原因、発見の端緒、再発防止策等）を収集分析して、各府省に提供するなど、各府省の情報収集・分析・共有を通じて、各府省の統計作成の支援を行う。

④ 統計の専門機関による各府省に対する支援

- ・ 統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、（独）統計センターは、各府省の統計作成への積極的な支援（相談・支援窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受入れ、調査の共同実施、受託調査等）を行うこととし、そのための基盤を整備する。
- ・ 総務省統計研究研修所は、職制上の段階や業務レベル等に対応した研修を実施し、業務スキルを認定することにより、各府省の計画的な人材育成や能力に応じた処遇等に活用で

きるようにする。

IV. その他

1. 本提言のフォローアップ

今回の第1次再発防止策については、今後、統計法（平成19年法律第53号）第55条第1項の施行状況報告を活用するなどして、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

このフォローアップにおいては、今回新たに導入する諸方策について、リスク（問題発生の可能性や発生時の影響の大きさ）に見合ったものとなっているか、コストに見合う効果が期待できるか等を確認し、対策の強化・中止の両面から見直しを検討するものとする。

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

（1）各府省の対応

一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計調査について、統計幹事の下で、別紙の対応方針（以下「対応方針」という。）に沿って、改善を進める。

このうち、「1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り」については、速やかに改善を実施し、総務省を通じて統計委員会に報告する。

「2. 調査計画との間に相違が確認されたもの」については、調査ごとの改善案（調査実施方法・内容を改めて調査計画通り実施、調査計画を改正など）を検討し、令和元年末までに総務省に報告する。

（2）総務省及び統計委員会の対応

総務省は、各府省から報告された個別改善案の内容を確認し、統計委員会に報告するとともに、その概要を公表する。なお、統計調査ごとの個別改善案の履行状況については、総務省における調査計画の変更承認審査時や統計委員会における施行状況報告審議時等に確認する。

併せて、「Ⅲ－3②調査計画の承認審査の重点化」について検討する。

一斉点検による事案の概要	対応方針
1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り	
・作業ミスによる結果数値等の誤り ・調査実施手順の細部の相違 ・調査関連告示の未修正 等	・結果数値等の訂正・公表を速やかに実施 ・調査手順・手続を速やかに改善
2. 調査計画との間に齟齬が確認されたもの	
・集計事項の一部の未集計・未公表【集計事項】	・集計予定のないものを誤って集計事項とした場合には、計画から削除又は見直し ・結果数値の精度や秘匿の観点から公表に適さない集計事項は、計画からの削除又は見直し ・その他は、可能な限り速やかに集計・公表
・一部媒体による公表の未実施【公表の方法】	・インターネットによる公表を原則として、印刷物はニーズが認められる場合に作成・提供
・公表の遅延【公表の期日】	・遅延が繰り返しに発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請者負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や利活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討 ・月次統計にもかかわらず、数か月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものは、月次調査の必要性について再検討
・母集団情報の変更漏れ【報告者】	・e-Stat 及びホームページにおいて、使用する母集団情報の名称や年次等を掲載することを検討 ・上記の掲載を実施している場合、計画には使用している母集団情報の適切性を概括的に確認できる記載を検討
・調査対象の縮減【調査の対象となる母集団の地域的及び属性的範囲。報告者】 ・報告者数の増減【報告者】 ・調査方法の相違【調査方法】 ・回答期限繰上げによる調査期間の短縮【調査実施期間】等	・「公的統計の品質保証に関するガイドライン」で求めている品質の表示を踏まえ、e-Stat 及びホームページにおいて、標本設計や標本の規模等を適時、明確に掲載することを検討。その際、統一的な定義・用語を使用 ・報告者数（標本調査の場合は、標本の規模を意味する。）や調査方法等が継続的に計画と相違している場合、個別に結果精度への影響や報告者負担等の観点から計画の変更や記載内容の見直しを検討